

石川県公報

平成 21 年 3 月 25 日 (水曜日)

号 外

(第 21 号)

石川県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

石川県統計調査条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県統計調査条例（平成二十一年石川県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、統計法(平成十九年法律第五十二号)及び条例において使用する用語の例による。

(県統計調査の告示)

第三条 条例第三条の規定により告示しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 県統計調査の名称
- 二 県統計調査の目的
- 三 県統計調査の対象とする範囲
- 四 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 五 県統計調査の報告を求める者
- 六 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
- 七 県統計調査の報告を求める期間

(統計調査員の身分を示す証明書)

第四条 条例第五条第二項に規定する事務に従事する統計調査員の身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。

(立入検査をする職員の身分を示す証明書)

第五条 条例第六条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

(調査票情報の提供を受けられることができる者)

第六条 条例第九条第一号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人等
- 二 統計法施行規則(平成二十年総務省令第百四十五号)第八条に規定する者
- 三 石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)第四十九条第一項に規定する出資法人等(前号に掲げる者を除く。)
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

(調査票情報の提供を受けられることができる統計の作成等)

第七条 条例第九条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条第一号から第四号までに掲げる者(次号において「公的機関」といふ。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公費の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表)

写 真	第 号	統 計 調 査 員 証
		(県統計調査の名称)
		(氏 名)
		この者は、石川県統計調査条例第 5 条第 1 項に規定する 統計調査員であることを証明する。
	任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日		
	石川県知事	印

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 この調査の事務に従事するときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書を紛失したとき、又はその記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
石川県統計調査条例 (抜粋)
(報告義務)
第 4 条 知事等は、県統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
3 略
(統計調査員)
第 5 条 知事等は、県統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。
2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、収集その他県統計調査に関する事務に従事する。
第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
一 第 4 条の規定に違反して、県統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
二 第 4 条に規定する県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
三 略

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表)

写 真	第 号
	立 入 検 査 職 員 証
	(県統計調査の名称)
	(職名及び氏名)
	(生 年 月 日) 年 月 日
	この者は、石川県統計調査条例第 6 条の規定により、 立入検査をすることができる者であることを証明する。
	有効期限 年 月 日
年 月 日	
	石川県知事 印

(裏)

石川県統計調査条例 (抜粋)

(立入検査等)

第 6 条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は料料に処する。

一・二 略

三 第 6 条第 1 項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者